令和３年７月27日

**大阪府個人情報保護条例の一部改正について（報告）**

**１　改正の理由**

（１）令和４年度に、大阪市立高等学校が大阪府に移管する予定である。また、その高校の中には、国家戦略特別区域法第12条の３第１項に規定する公立国際教育学校等管理事業を活用した学校（以下「公設民営学校」という。）がある。

　　　公立国際教育学校等管理事業は、国家戦略特別区域において学校教育法の特例として、公立学校の管理を非営利法人（以下「指定管理法人」という。）に行わせることができる制度であり、地方自治法に基づく指定管理者制度に準じた制度である。

　　　このため、大阪府において、指定管理法人を指定管理者と同様に取り扱うこととするための関係例規の規定整備を行う必要がある。

　　　関係例規のうち、大阪府個人情報保護条例においては指定管理者に係る特例を定めているため、指定管理法人を指定管理者と同様に取り扱うこととするための規定整備を行う。関係条例を一本化し、令和３年９月議会に上程し、一括改正する。

（２）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が一部改正されたことに伴い、規定整備を行う。

**２　改正の内容**

（１）条例第６条～第46条（第34条の２を除く。）及び第59条の規定について、指定管理法人による公設民営学校の管理に係る個人情報の取扱いに適用する。

　　◯　改正が必要な規定

　　　　個人情報取扱事務登録簿の登録及び縦覧（第６条）、収集の制限（第７条）、利用及び提供の制限（第８条）

　　　　適正管理（第９条）、委託に伴う措置等（第10条）、職員等の義務（第11条）、開示請求（第12条）、

訂正請求（第23条,第26条）、利用停止請求（第31条）、是正の申し出（第32条,第34条）、苦情の処理（第45号）、

他の制度との調整等（第46条）、指定管理者の特例（第53条の３）、罰則（第59条）

（２）第三十条の二中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第７号」を「番号法第19条第８号」に、「番号法第19条第８号」を「番号法第19条第９号」に改める。

３　今後のスケジュール

　・　令和３年９月議会（前半）に条例案を上程。

　・　令和４年１月１日施行（予定）